

明治初期の仏教と教育の関係について

濱 田 由 美

はじめに

江戸幕府の崩壊は、仏教界にも大きな影響を及ぼした。明治政府は明治元年（一八六八）三月二八日に「神仏判然令」を公布し、これをきつかけに起こった廃仏毀釈によって、多くの仏教寺院が甚大な被害を被っている。さらに、明治五年（一八七二）に設置された教部省により、神官・僧侶は教導職に任じられ、三条教則（敬神愛国・天理人道・皇上奉戴朝旨遵守）による神道国教化政策推進の一翼を、僧侶たちも担わされることとなった。

一方日本の近代学校制度は、明治五年（一八七二）八月の「学制」頒布に始まり、その後明治一二年（一八七九）に「教育令」へと移行しながらも順調に継続されていたものの、制度導入から十年を経た頃から就学率は五割前後の停滞が続いていた。このような状況の中、明治一九年（一八八六）に公布されたのが「小学校令」であり、その際に導入されたのが小学簡易科の制度である。

日本の近代学校制度は、当初より民費依存・受益者負担を原則としており、授業料の徴収と、地域住民からの寄附金などを主な財源として維持されていた。この方針はその後の「教育令」・「小

学校令」においても継続されているが、小学簡易科は授業料を徴収しないことが前提で導入されており、維持費は区町村費で賄われることが定められていた。東京府内には、地域の寺院が協力して、多くの簡易科小学校が開校しており、そこで教える教員を養成するため、簡易科小学校教員速成伝習所（速成伝習所）も府内に二ヶ所設けられていた。一ヶ所は本郷区龍岡町の麟祥院内に開校していた哲学館、もう一ヶ所は麻布笄町の長谷寺内に開校していた高等普通学校の一部を借用しており、共に寺院内に設けられた俗人教育をおこなう施設での開校となっている。ここでは速成伝習所を中心に、俗人教育に積極的に参入した、明治初期の仏教寺院と教育との関係について考えてみたい。

一、これまでの研究状況

小学簡易科は、明治一九年（一八八六）の「小

学校令」公布の際に導入された制度であり、明治二三年（一八九〇）の改正によつて廃止となっている。期間が短い上にこの間就学率も停滞期を脱することが出来なかったことから、これまで小学簡易科に関しては、「研究対象とはなりがたかった」との見方が少なくなかったと思われる。

小学簡易科には単独・併設など異なった形態があることを明らかにしたのは田中勝文^②である。併設簡易科は「貧民学校的性格」があることから、「貧民自体からも忌避」される存在であったと指摘しており、『文部省年報』^③にも同様の記述が残されている。谷川穰^④は僧侶による「貧児教育の高揚の要因として決して軽視できないのは、これがまさに『慈善』である」とらえていた」と指摘している。また、結果としてこの活動が短期で縮小していった背景については、小学簡易科の制度廃止だけではなく、磐梯山の噴火（明治二二年）や濃尾地震（明治二四年）など、被災者救助を必要とする事態が頻発したことによる、

「慈善」的活動が求められる機会の増加が大きく影響していたと考えている。さらに戸田金一⁵⁾は、「小学簡易科の制度導入が」「宗教的慈善学校を多数開設させた歴史的意義を評価しなければならぬ」としながらも、秋田県内で十分な普及を見なかった背景に、「授業料不徴収に耐える財政のゆとりがなかった」ことが大きく影響していた事実を明らかにしている。

もともと、これまでの研究の多くは、就学率の改善に寄与することのなかった小学簡易科制度の導入は失敗であったとした上で、その原因を仏教寺院との関係から言及される場合が少なくなかった。ここでは、資金負担をしてまで俗人教育に参入した仏教寺院が、短期でその活動を終えた背景について考えてみたい。

二、小学簡易科制度の導入について

日本の近代学校制度は、明治五年（一八七二）

の「学制」頒布により始まり、その後明治一二年（一八七九）には「教育令」へと移行している。当初より就学率は一貫して増加傾向を示していたが、制度導入から十年を経た頃から、五割前後の停滞が続いていたことは、次頁の【表1】により明らかである。

「小学校令」が公布されたのは明治一九年（一八八六）四月のことであるが、その際に導入されたのが小学簡易科の制度である。

第十五条 土地ノ状況ニ依リテハ、小学簡易科ヲ設ケテ、尋常小学科ニ代用スルコトヲ得、但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ、

第十六条 小学簡易科教員ノ俸給ハ、地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得、⁶⁾

日本の近代学校制度は、民費依存・受益者負担を原則としていたが、小学簡易科は授業料の徴収をおこなわないことが前提で導入されており、維持費は区町村費で賄うことが定められてい

【表1】「学齡児童数・就学児童数・就学率表」

明治(年)	西暦(年)	学齡児童(人)	就学児童(人)	就学率(%)
6	1873	4,205,341	1,182,968	28
7	1874	4,923,272	1,590,115	32
8	1875	5,168,660	1,831,149	35
9	1876	5,160,618	1,977,358	38
10	1877	5,251,807	2,094,298	40
11	1878	5,281,727	2,179,267	41
12	1879	5,371,383	2,210,607	41
13	1880	5,533,196	2,271,850	41
14	1881	5,615,007	2,413,586	43
15	1882	5,750,946	2,789,776	49
16	1883	5,952,000	3,037,270	51
17	1884	6,164,190	3,129,073	51
18	1885	6,413,684	3,182,232	50
19	1886	6,611,461	3,063,186	46
20	1887	6,740,929	3,033,116	45
21	1888	6,920,345	3,277,489	47
22	1889	7,078,564	3,410,422	48
23	1890	7,195,412	3,520,718	49
24	1891	7,220,450	3,632,252	50
25	1892	7,356,724	4,056,262	55
26	1893	7,263,202	4,265,590	59
27	1894	7,320,191	4,518,137	62
28	1895	7,083,148	4,338,069	61
29	1896	7,187,059	4,615,842	64
30	1897	7,175,786	4,782,771	67
31	1898	7,125,966	4,910,380	69
32	1899	7,097,430	5,163,624	73
33	1900	6,531,273	5,321,726	81
34	1901	6,497,489	5,720,926	88
35	1902	6,502,665	5,955,243	92

(『文部省年報』より作成)

た。この制度が導入された背景には、地租改正や大蔵卿に就任した松方正義による緊縮財政の実施などによって生活困窮者が増加し、都市部には貧民窟が形成される事態となっていたことも大きく影響していたと思われる。

る。当時の文部大臣である森有礼は、明治二〇年(一八八七)一月に三重県へ学事巡視に行った際に次のような演説をおこなっている。
簡易科の小学校八実に今日尽力すべき者々、授業料を苦もなく出して子供を入れる程の

ものハ、うち遣つて置いても好い、その親

たちが学校の今日に必要なものだと思つたら幾何でも錢を出して子供を仕込むことハ出来る、然るを貧乏で苦しい処を自分の自由を堪え忍んで簡易科に子供を入れるの志ハなかなかの事である、(中略)教育の盛衰如何は日本国の運命に關ることだ、若し今日にして教育が進まんければ日本国は亡びる、亡びずとも名義ばかりの国になつて仕舞ふ、サそうなたては実に心外のことではないか、教育上の統計表を世界各国のものと比べて見ると日本の統計は最下点に位して居る、^⑦

右の記述にあるように、世界各国に比べ、当時の日本の就学率は依然低い状況^⑧であり、その原因が、授業料負担の難しい貧困層の児童が未就学となつている事に起因していると考えられていたことから、授業料の徴収をおこなわない小学簡易科制度を導入することで、就学率の上

昇が期待されたと思われる。

三、東京の簡易科小学校

小学簡易科の維持費は、本来区町村費で賄われることが定められていたものの、東京府内には仏教寺院が宗派を超えて協力し、税金を投入することなく設けられた簡易科小学校が数多く記録に残されており、一覧にしたのが次頁の【表2】である。

東京府内に仏教寺院が設立した簡易科小学校が開校するのは明治二〇年(一八八七)以降のことであり、翌年八月迄に一一の簡易科小学校が開校していた。いずれの学校も、生活困窮者が「不知・不識法令ニ背キ、懲罰ニ罹ル者往々コレ」^⑨ある状況を、「宗教ノ徳義ニ於テ傍觀スルニ忍ビ」ないことを背景に設立が願ひ出されており、維持費は同盟各寺院有志者の寄附金で賄うことが定められていた。もともと、「宗教ノ徳義ニ於テ

【表2】「仏教寺院設立の簡易科小学校一覧」

開校		学校名	所在
年	月日		
明治 20 年	4 月 27 日	慈愍学校	本郷駒込 高林寺
	7 月 25 日	同和学校	小石川 常泉院
	8 月 22 日	慈育小学校	麻布 善福寺
	8 月 24 日	慈善小学校	浅草
	9 月 12 日	開善小学校	浅草松清町
	10 月 28 日	教友小学校	深川区富岡
	11 月 9 日	慈愛小学校	下谷区谷中 本立寺
	11 月 14 日	慈善小学分校	浅草
	12 月 12 日	第二教友小学校	深川区霊岸町
	12 月 16 日	第三教友小学校	深川区森下町
明治 21 年	6 月 9 日	各宗共立友信小学校	四谷鮫河橋
	10 月 31 日	相愛小学校	日本橋浜町
明治 22 年	1 月 26 日	扶宗簡易小学校	麻布 長谷寺
	2 月 19 日	私立同善簡易小学校	下谷区北稻荷 盛雲寺

(『東京都教育史資料体系』第六巻と東京都文書館所蔵文書より作成)

傍観スルニ忍ヒ」ないだけの理由で、資金援助までおこない学校を設立したとは思われないのであり、『明教新誌』第二三四五号（一八八七年八月二六日付）⁽¹⁰⁾には次の記事が掲載されていた。

近頃府下各区寺院は共同して各区に貧児教育の小学校を設立せられたるが、何れとも教授法は今度東京府より第四十四号を以て令せられたる小学簡易科教則に依るものと知られたり、然るに此簡易科は読書・作文・習字・算術の四科にて、別に修身の科目は見へされとも、読書中に修身教義を含蓄せしめらるゝの意なるが、未だ教授本の制定を見されは其何たるは知り難けれど、其は兎に角僧侶の慈手此美挙ある已上は、修身演説の一科を置き仏教主義の修身演説といふを開かれては如何、

ここからは、小学簡易科での授業に仏教主義の修身を取り入れることで、仏教の教えが広められるとの期待があつたのは明らかであり、同様の期待を多くの僧侶が共有していたことで、仏教寺院設立の簡易科小学校が多数開校されるに至つたと思われる。

右の記事を掲載した『明教新誌』は、明治七

年（一八七四）に大教院が創刊した隔日発行の『官准教会新聞』に始まっている。大教院制度が廃止となった後、大内青巒が譲り受け、『明教新誌』として隔日発行を継続し、明治三四年（一九〇一）まで第四六〇三号にわたって続いた特定宗派に偏らない綜合仏教誌である。この主宰者大内青巒は、仙台出身の仏教学者であり、曹洞宗の僧照庵のもと出家するもののその後還俗している。大谷光尊の侍講をつとめ、後に東洋大学の学長となった人物であり、明治三二年（一八八九）には島地黙雷・井上円了らと仏教政治活動団体「尊皇奉仏大同団」を結成し、教育勅語の普及に尽力するなど、教育への関わりも少なくなかったことから、『明教新誌』には小学簡易科をはじめとする教育関連の記事も数多く掲載されていた。

四、簡易科小学校速成伝習所

東京府内に簡易科小学校速成伝習所が設置さ

れたのは、明治二一年（一八八八）一〇月のことである。小学簡易科制度の導入以来、府内には多くの簡易科小学校が開校しており、教員不足が懸念される中開校したのが、本郷区龍岡町の麟祥院内に設けられた哲学館と、麻生笄町長谷寺内に設けられた高等普通学校の一部を借用した簡易科小学校速成伝習所である。

扶宗会員及委員タル青島興庵等、非常ノ熱心ト尽力トニテ簡易科小学校教員速成伝習所ノ設置ヲ請願セシニ、終ニ府立ニテ設置スヘキニ決シ、其校名ヲ簡易科小学校速成伝習所ト称シ、其位置ヲ東京府麻布区笄町八十三番地、高等普通学校内トシ、明治二十一年十二月一日ヲ以テ開校スヘキニ定リ、東京府ハ十月五日ノ官報ヲ以テ其規則ヲ公報セラレタリ、¹⁾

麻布笄町高等普通学校内に設けられた速成伝習所は、明治二〇年（一八八七）四月に宗門の扶助・護持を目的に結成された曹洞宗扶宗会が中

心となつて設立されており、入学者の多くが曹洞宗の僧侶であつた。この速成伝習所における同年一二月迄の入学者は一二八名であり、翌年七月迄に卒業に至つたのは九二名で、浄土宗一名を除いて全て曹洞宗と記録されている。生徒の居住地は全国二五府県に広がっており、埼玉県一五名、群馬県・福島県・長野県各六名などが特に入学者の多い地域と記録されている。また、入学者の年齢は一八歳から四七歳と幅広く、平均は二九歳であつた。

一方の本郷区龍岡町麟祥院内哲学館の一部を借り受け開校した速成伝習所も、同時期に入学試験を実施しており、六〇名が入学している。翌年四月迄の入学者総数は一一五名であり、内卒業生は二一名と少ないながらも、在校生は六五名確認されている。卒業生の宗旨は、臨済宗・日蓮宗各四名、浄土宗・真宗各三名、真言宗二名、天台宗一名、平民四名であり、在校生も日蓮・浄土・真言・臨済各宗の住職・徒弟が数多く記録され

ている。

東京府の速成伝習所で授与された証書が、他の地域でも有効となるよう申請が出されたのは明治三二年（一八八九）九月のことであるが、速成伝習所が廃止に至る迄、この願いが聞き入れられることはなかった。

当府立簡易科小学校教員速成伝習所ノ義ハ、数年来諸宗僧侶ノ普通教育ニ志アルモノ相謀リ互ニ金ヲ醸シ、貧困子弟ヲ教育セント欲シ、頻ニ簡易科小学校ヲ設立シ、又進テ其教員タルモノヲ養成セントシ、別ニ資金ヲ出シ簡易科小学校教員速成伝習所ノ設置ヲ請願セシヲ以テ当庁ニ於テ昨明治廿一年十月一日、別紙規則ヲ制定シ、本郷龍岡町及麻布笄町ノ二ヶ所ニ設立セシモノニテ、寺院ノ住職及ヒ其ノ徒弟ヲ選舉セシメ、学力試験ノ上入学ヲ許可シ、今日ニ至ル迄入学者総計二百四十三名アリテ、百三十名ノ卒業者ヲ出セリ、右伝習所卒業生ニシテ簡

易科小学校教員免許状授与出願候時ハ、当庁ニ於テハ別ニ学力ノ試験ヲ要セス、直ニ該免許状授与致シ候、就テハ自然他ノ府庁ヘモ該所卒業生ニシテ簡易科小学校教員免許状授与ノ義出願候者有之ヘク候節ハ、他府県ニ於テモ当府同様直ニ該免許状授与候様致度、幸ニ右御許可可相成候上ハ、他府県ヘ右ノ趣御達相成候様仕度、取調書相添、諸宗僧侶ノ請願書進達、此断上申候也、

明治廿二年九月廿七日

東京府知事男爵高崎五六

文部大臣子爵榎本武揚殿¹²⁾

結果として卒業生の多くが、活躍の場を得られなかった事実について、『明教新誌』第二七五八号（一八九〇年八月二日付）¹³⁾では、これまでの証明状授与者二二一名（麻布二二六名・湯島九五名）について、次のような記述を残している。

二百二拾一人の卒業生は、一道三府四十三県に散在して、各地に歸りたるの曉きに於

ては、各々或は自ら簡易科小学校を設け、或ひは自ら教員となりて、及ぶ限りは教育の普及を図るものなるべきに、彼の各官庁が、照会案に認められたる大略五項の障礙よりして、自在に事に従ふを得ず、為めに空しく手を束ぬるが如きは、其の当惑如何許りぞ、顧ふに右伝習生の中にありては、其の地方の村落にありて、相当なる寺門の住職もあり、年齢四十を超へて能く少壮者と同一の進退を為すに堪へざりしもあり、然れども、其の志充実にして、避け難き寺務の繁忙を避け、堪へ難き身老の疲労に堪へ、其の寺門にありては、方丈の中、沙弥寺僧を顧使して何に不自由なき身にあるながら、窮屈なる塾舎の住居、雑閑なる下宿通ひ、或は学資に困難にして臨時に負債を為したるもあるべく、

（後略）

右の記述からは、大略五項の障礙¹⁴⁾といわれる、

「地元の町村長が簡易科について熟知していない」「無授業料を好み、尋常科への入学を嫌う」「単に自己糊口のために簡易科小学校設立が申請される」などの理由により、地元での簡易科設立申請の不許可や、東京府の証明状が適用されない事態へとつながっていた事実が明らかとなっている。

麻布の伝習所から、費用献金免除願^⑮が提出されたのは、明治二三年（一八九〇）三月のことである。

簡易科教員速成伝習所費用献金免除願

拙者共、去ル明治廿一年簡易科教員速成伝習所御設置相成度旨建議仕候処、御採用相成同年十一月一日ヲ以テ御開設相成候兩教場ノ内、麻布笄町八拾一番地内御設置ノ分ニ對シ其費用蓮月献金仕居候処、今般都合ニ因テ右献金本月限り御免除被成下度、此段連署ヲ以テ願上候也、

明治廿三年三月 建議者 北山絶三 印

青山興菴代理

同 大溪泰童 印

同 大内青巒 印

東京府知事男爵高崎五六殿

この伝習所は翌四月に麟祥院内に設けられた伝習所に合併しているが、同伝習所がその後、生徒寄宿舎・尋常科教員伝習所などを増設し、設備を整えていた事実を、『大日本教育会雑誌』第九九号（一八九〇年八月一五日付）^⑯は詳しく伝えている。

東京府簡易科小学校教員速成伝習所（田口

某君報）

此速成伝習所ハ、二十一年十一月、本郷区湯島及び麻布区麻布ノ兩所ニ設立セシガ、麻布伝習所ハ、本年四月湯島麟祥院内ノ伝習所ニ合併シ、自後該所評議員松本順乗、

雞溪日舜、天澤文雅ノ三氏、大ニ尽力シテ、

其基礎ヲ固フシ、併セテ事業ヲ拡張セント
テ、各宗管長ニ請求シテ、費用ノ幾分ヲ醸
出スルコトヲ協議シテ、其賛成ヲ得、且ツ
今般同院境内ニ、生徒寄宿舎ヲ新築シ、又
尋常科教員伝習所増設シ、其他教員ヲ増聘
シ、時間外ニ於テ一週一二回、僧侶ニ必要
ナル佛教講義ヲ開ケリ、又當夏期休業ノ時
ヲ以テ、慈善小学校ニ従事スル該所卒業生
ノ為メニ、講習会ヲ開キ、其結果ノ甲第者
ヘハ、尋常科教員ノ資格ヲ得セシムルノ計
画アリ、又前三氏後來ノ目的ハ、貧民子弟
ノ為メニ鞠躬尽力シ、其ヲシテ悉ク簡易小
学ニ入ラシメ、国家的教育ノ趣旨ヲ貫徹シ、
山間僻地ト雖モ、無学ノ徒ナキニ至ラシム
ルニアリト云、

もつとも、同伝習所も改正「小学校令」公布
直前の同年九月には、東京府教育会小学校教員
伝習所に合併していたことは、次の記述からも

明らかである。

曾而、建議御採納被成而御設置相成候、東
京府小学校簡易科教員速成伝習所之議、都
合ヲ以テ今般東京府教育会小学校教員伝習
所ト特約ヲ結ヒ、同会江委嘱シ、現今入学
之生徒相併テ授業候様熟議相調候間、既設
之東京府簡易科伝習所一時御閉鎖被成下度、
尚必要之場合モ御座候節ハ、重而出願可仕
候條、宜敷御許相成度、建議者連署ヲ以、
此段奉願候也、

明治廿三年八月三十日

雞溪日舜 印

天澤文雅 印

松本順乘 印

東京府知事侯爵蜂須賀茂韶殿⁽¹⁷⁾

また、速成伝習所の経費は、伝習生二百名か
ら徴収する一人七〇銭の授業料で賄う計画で⁽¹⁸⁾
あったものの、実際には開校から翌年末までに
六〇八円ほどの赤字となっていた事実を『明教

新誌』第二七六三号（一八九〇年八月三日付¹⁹）は伝えており、各宗管長からの助成が期待されていたことも明らかとなっている。

伝習所会計 松本順乗・天澤文雅二氏等の発起の東京府簡易科小学校教員速成伝習所の二十一年より二十二年十二月迄の会計は、本日の広告にも見へたるが、収支差引金六百八圓十五錢八厘の不足を生じたりといふ、去ればにや各宗管長には幾分か宛の助成を行なはるゝやに聞けり、

五、高等普通学校

東京府内の小学簡易科教員速成伝習所は、本郷区龍岡町麟祥院内の哲学館と、麻布笄町長谷寺内の高等普通学校の一部を借用して開校している。

麻布の高等普通学校とは、いわゆる高等中学のことであり、明治二十一年（一八八八）一月八日

に開校式を迎えている。曹洞宗長谷寺内に設けられてはいるものの、各宗派の協力により設立された、俗人教育をおこなう学校であった。この学校が設立に至ったきっかけは、明治十九年（一八八六）に勅令第十六号「諸学校通則²⁰」が公布され、各種学校の設立が可能となったことに
よる。

諸学校通則

第一条 師範学校ヲ除クノ外、各種ノ学校又ハ書籍館ヲ、設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ、其管理ヲ文部大臣又ハ府知事、県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ、官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得、但寄附人ノ望ニ依リ、其名称ヲ附スルコトヲ得、

同時に公布された「中学校令²¹」による高等中学は官立であり、全国を五区に分け、各区に一カ所の設置を定めており、東京・仙台・京都・金沢・熊本でそれぞれ開校している。各宗の協

力による高等中学設立の目的について、『明教新誌』第二一三七号（一八八七年一月二日付）⁽²²⁾には次の記述が残されている。

各宗各自に巨額の資金を費やすを要せず、又宗徒をして仏教と離隔せしむることを為さずして、而して確実なる普通学を修め、世間の士人と其学力を斉ふせしむるの道は他なし、各宗共同して一箇の高等中学校を設立するに在り、

また、本科・予科だけではなく別科を加え、各宗の経論などを教授することで、六つの利点があると考えられていた。

各宗各自に高等なる普通学を其教校中に設くるの努力を省く一なり、宗徒をして他部の経論を確実に兼学せしむることを得る二なり、各宗々徒の学風・気象を一定せしむる三なり、徴兵猶予の特典を受けることを得る四なり、在家生徒の入校せしものをして仏縁を結はしむる五なり、学生をして学資

を減ずることを得せしむる六なり、

学校設立に向け、在東京の京都妙法院大僧正村田寂順・越前永平寺大禅師瀧谷琢宗・東京増上寺大僧正日野靈瑞・池上本門寺大僧正新居日薩の四名が仮発起人となって、各宗協力による高等中学創立案を各宗本山管長へ照会した事実を、『明教新誌』第二一四三号（一八八七年一月二四日付）⁽²³⁾が伝えている。もともと、学校設立に向け大きな問題となつたのが、資金協力についてであった。当初は補助金額（二ヶ年一万二千元）を、十二宗三十余派悉皆共同し、寺数の割合で釀出する計算であつたが、この案に対して除名希望三派、回答無し五派あり、同盟賛成の諸宗派においても、予定の金額を釀出出来ないとの申し出が多く、必要な金額の確保が難しい状況となつていた。この事態打開に向け発起者惣代などが協議した結果、

曹洞宗より金四万円、日蓮宗より金二万四千元、天台宗より金一万円、合計金七万四千元

円を本校資金として寄附せらるゝの契約を結ひたり、仍て本校は之を銀行又ハ其寄附の宗務局へ預置き、年々五分の利子を受領するの計画に従事せり、此資金や實に本校創立の基礎金にして、而して徴兵猶予の特典を得るの元素なり、⁽²⁴⁾

との記述が残されている。曹洞宗・天台宗・日蓮宗が中心となつて、高等普通学校は設立されたのであり、設立の大きな目的の一つに、徴兵猶予があつたのは明らかである。

資金調達が厳しい状況の中、明治二〇年（一八八七）九月に校舎建設の工事が始まつた事実を、『明教新誌』第二三二一号（一八八八年一月二日付）⁽²⁵⁾が伝えている。大講堂（六三坪）、一六の教場（各二二坪）、事務所・会議室・機械室・図書室など計四〇四坪を三棟に建て、さらに寄宿舎二棟（各約一〇〇坪）も建設されていた。その規模は、「私立学校には未だ曾て見ざる程」の立派なものであつたと伝えられている。もっと

も、翌年一月八日に来賓者多数による盛大な入学式がおこなわれたものの、この学校は突然閉校が決定されており、建物は曹洞宗が引き受け、中学林となることが『明教新誌』第二七六五号（二八九〇年八月二六日付）⁽²⁶⁾は伝えている。

各宗共同を以て麻布笄町に設立せられたる高等普通学校は、都合ありて本月限り閉校する事となり、建物は曹洞宗にて引受けて、此に中学林を設くる事に相成りたる由、都合の意味深重にして我等の了解し能はざる所なれど、各宗共同とあれば敢て費用の支へがたきにも非ざるべく、又各宗共同上に破壊を来したるにも非ざるべく、已に各宗協会の創立さへある時節なればなり、何しる教門中大に憂べき一事なり、

閉校の理由が明らかとされないまま、高等中学は中学林へと移行している。同校を借用していた速成伝習所が、四月に湯島と合併した背景に、高等中学の閉校計画が関係していたと思

われるが、詳細は不明である。

おわりに

明治一九年（一八八六）に公布された「小学校令」により導入された小学簡易科は、授業料の徴収をおこなわないことが前提とされている。「学制」の公布以来一貫して増加傾向を示していた就学率が、制度導入から十年を経た頃から五割前後での停滞を続けており、この改善を図る目的で小学簡易科制度が導入されていたことは、当時の文部大臣森有礼の講演記録からも明らかである。授業料を苦も無く払える子供たちは既に就学しているのであり、就学率のさらなる上昇を阻んでいる大きな要因が、貧困層の子供たちの未就学にあるとの判断により導入された制度であったと思われる。この背景には地租改正の導入や、緊縮財政の影響などによって、経済的に疲弊した人々が都市部に流入し、貧民窟が形成

される状況となっていたことなども、大きく影響していたと思われるが、結果として制度導入が、就学率増加に大きく貢献することがなかったことは、その後の記録からも明らかである。『文部省年報』によると、小学簡易科制度廃止の理由を、「人民既子之ヲ厭嫌シ、尋常科に変更セントスルノ冀望アル」としているが、実際には「授業料不徴収に耐える財政のゆとりがない」地域が多く存在していたことで、小学簡易科の設置希望に応じられない場合が少なくなかったことも、制度廃止の大きな背景となっていたと思われる。

本来税金で維持されるはずの小学簡易科制度であるが、東京府では地域の仏教寺院が協力して、多くの簡易科小学校を創設しており、簡易科小学校教員速成伝習所も府内に二ヶ所設けられていた。さらに積極的な俗人教育への参入は、高等中学にも及んでいる。「確実なる普通学を修め、世間の士人とその学力を斉ふせしむる」

事を期待し、麻布の長谷寺内に高等普通学校が開校したのは、明治二年（一八八八）一月のことであり、速成伝習所の一つはこの学校の一部を借用しての開校であった。仏教寺院が積極的に俗人教育に関わった大きな目的の一つは、学校教育を通じて仏教の教えを広めることであり、そのため多くの仏教寺院が協力し、資金提供をしてまで参入したものの、その活動はあつてなく終わりを告げることとなる。明治二三年（一八九〇）四月に、高等普通学校を借用し開校していた速成伝習所が、湯島の麟祥院内に設けられていたもう一ヶ所の速成伝習所と合併することで廃校となっている。さらに同年八月には、高等普通学校も廃校となり、同施設は曹洞宗が引き取り中学林となることが決定されたが、その翌月には麟祥院内の速成伝習所も、東京府教育会小学校教員伝習所へ委嘱されている。「小学校令」の改正により、小学簡易科制度が廃止となるのは翌一〇月のことであり、仏教界が俗人

教育参入方針の見直しを決定したのは、いずれも制度廃止以前のことである。それぞれの活動廃止について明確な理由は明らかにされていないが、資金問題や小学簡易科制度の普及が思うように進まなかっただけではなく、教育を通じて仏教の教えを広めたいという当初の目的が、充分に果たせていないとの判断が、方針見直しの大きな背景の一つとなっていたのではないかと思われる。

註

- (1) 久木幸男「慈善洛東学院とその周辺」(『横浜国立大学紀要』第二十二集、一九八二年)。
- (2) 田中勝文「明治中期の貧民学校—小学簡易科制度の実態分析—」(『教育史学会紀要』第八集、一九六五年)。
- (3) 文部省『文部省第十八年報』一八九〇年。
- (4) 谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版、二〇〇八年。
- (5) 戸田金一「秋田県2慈善学校狭間期における貧民子弟の就学—主として地方再編制と小学簡易科について—」(『聖園学園短期大学研究紀要』第三十五号、二〇〇五年)。
- (6) 『公文類聚』第十編(国立公文書館所蔵文書)。

- (7) 大久保利謙監修『新編 森有禮全集』第二巻、文泉堂書店、一九八九年。
- (8) 『ヨーロッパ歴史統計』によると、フランスでは一八八一年に就学率八一・六パーセントを記録している。
- (9) 「慈善学校設置願」(東京都文書館所蔵文書)。
- (10) 大内青巒主宰『明教新誌』第二二四五号(一八八七年八月二六日付)。
- (11) 「調所 麻生区筭町東京府簡易科小学校教員速成伝習所」(東京都文書館所蔵文書)。
- (12) 「簡易科小学校教員速成伝習所卒業者ノ義二付上申」(東京都文書館所蔵文書)。
- (13) 前掲『明教新誌』第二七五八号(一八九〇年八月二日付)。
- (14) 前掲『明教新誌』第二七六〇号(一八九〇年八月一六日付)・第二七六二号(一八九〇年八月二〇日付)・第二七六五号(一八九〇年八月二六日付)。
- (15) 「簡易科小学校教員速成伝習所費用献金免除願」(東京都文書館所蔵文書)。
- (16) 『大日本教育会雑誌』第九九号(一八九〇年八月一五に一付)。
- (17) 東京都文書館所蔵文書。
- (18) 東京都文書館所蔵文書。
- (19) 前掲『明教新誌』第二七六三号(一八九〇年八月二日付)。
- (20) 『官報』第八二九号(国立国会図書館所蔵文書)。
- (21) 同前。
- (22) 前掲『明教新誌』第二二三七号(一八八七年一月二日付)。
- (23) 前掲『二四三号』(一八八七年一月二四日付)。
- (24) 前掲『第三二四九号』(一八八七年九月四日付)。
- (25) 前掲『明教新誌』第三三十一号(一八八八年一月二日付)。
- (26) 前掲『明教新誌』第二七六五号(一八九〇年八月二六日付)。

